⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑻　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
⑼　設計共同体
①　上記⑴～⑻に掲げる条件（代表者以外の者は⑹の条件を除く。）を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年８月７日付岩手震災復興支援局長公示）に示すところにより、岩手震災復興支援局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。
②　設計共同体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
３　入札手続等
⑴　担当支社等　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　総務経理チーム　今井　知弘　電話019―604―3066
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成24年８月７日から平成24年９月18日まで当機構ホームページ上で公開する。
（http://www.ur-net.go.jp/orders/honsha/order.html）
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成24年８月７日から平成24年８月21日（競争参加資格の確認の基準日）まで
②　提出場所　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　計画調整第１チーム　電話019―601―6421
③　提出方法　持参すること。
⑷　入札書の提出期限、場所及び方法
①　提出期限　平成24年９月18日午後５時
②　提出場所　上記３⑴に同じ。
③　提出方法　持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。
⑸　開札の日時及び場所　平成24年９月19日午後２時（予定）　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　入札室
⑹　本業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合（関係法人を構成員とする共同企業体１者だった場合を含む。）は、当該手続を中止し、再公募を実施する。
４　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　納付　ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑸　手続における交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑻　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
⑼　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Isao Sasaki, Director General of Iwate Office for Support for Earthquake Disaster Reconstruction, Urban Renaissance Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Basic design of land readjustment and 3 other business at Takata District, Rikuzentakata City
⑷　Fulfillment period : 31 March, 2013
⑸　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Articles 331 and 332 of the Urban Renaissance Agency's Rules for the Operation of Accounting Practice
②　not be the company where a gang or a gangster influences management substantially or a company following this
③　have been qualified for the proposal of procurement of "Research" and "Civil design", through the Examination of qualifications for the Participation in the Competitive Tendering Procedures for Survey, Geotechnical Survey and Construction Consulting Business by Head Office, Urban Renaissance Agency in the fiscal year 2011 and 2012
④　have proved to meet all the requirements of the specifications
⑤　have proved to have actually performed the service with performance similar to that of service concerned
⑹　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M., 21 August 2012
⑺　Time-limit for the submission of tenders : 5 : 00 P.M., 18 September 2012
⑻　Contact point for tender documentation : Tomohiro Imai, General Affairs & Account Settlement Team, Iwate Office for Support for Earthquake Disaster Reconstruction, Urban Renaissance Agency, 1―7―25, Chuodori, Morioka City, Iwate 020―0021 TEL 019―604―3066

○第２号

１　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　陸前高田市今泉地区（嵩上部）基本設計その他業務
⑶　業務内容　本業務は、陸前高田市震災復興計画に基づき、今泉地区土地区画整理事業を早期に事業化するために必要な基本設計、事業計画案資料作成、権利調査、住民説明会等補助等の業務を総合的に実施することを目的とする。
⑷　履行期限　平成25年３月31日まで
２　競争参加資格　下記⑴～⑻に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑼に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。なお、設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が管理技術者の配置を予定すること。
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構関東地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道）における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、業種区分が「調査」及び「土木設計」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　当機構関東地区（注　上記⑵の地区と同じ。）に営業拠点等（注　技術者が１名以上常駐する法人登記又は設立届がなされた本・支店、営業所等の拠点）を有する者であること。